

伊丹市立学校の学校医，学校歯科医および学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

伊丹市立学校の学校医，学校歯科医および学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の
基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第129号）
の施行に伴うため。

伊丹市立学校の学校医，学校歯科医および学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和
2年伊丹市条例第 号）

伊丹市立学校の学校医，学校歯科医および学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例（昭和44年伊丹市条例第35号）の一部を次の
ように改正する。

付則第1条の4第5項中「100分の5」を「死亡もしくは負傷
の原因である事故が発生した日または診断によつて死亡の原因であ
る疾病の発生が確定した日もしくは診断によつて疾病の発生が確定
した日（次項において「事故発生日」という。）における法定利率」
に改め，同条第6項中「100分の5」を「事故発生日における法
定利率」に改める。

付 則

この条例は，公布の日から施行し，この条例による改正後の伊丹
市立学校の学校医，学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に
関する条例の規定は，令和2年4月1日から適用する。